

- Q1 紛失してしまいました。再発行はしてもらえますか？
- (A) 火災や盗難により、紛失等した場合、当該免許状の再交付は可能です。再交付は、授与権者に申請をすることになりますので、大分県教育委員会が授与した免許状をお持ちの方については、大分県教育委員会へ再交付申請を行ってください。大分県以外の都道府県から授与されている場合は、当該教育委員会へお問い合わせください。
- Q2 再交付はどこでできますか？また申請から再交付までに要する期間はどれくらいですか？
- (A) 免許状の再交付は、授与権者に申請することによってできます。よって、大分県教育委員会が授与した免許状をお持ちの方については、大分県教育委員会へ再交付申請をしていただくこととなります。  
ただし、再交付の場合、申請から交付までおよそ1ヶ月程度の時間を要します。よって、「就職予定先へ提出するため等のお急ぎの方で、その教員免許状を所有しているということがわかればよい」という方の場合は、「教育職員免許状授与証明書」の発行申請をおすすめしています（授与証明書については、申請から発行まで2～3日間で可能です。）。
- Q3 教員免許の更新はしていませんが、再交付はできますか？
- (A) 旧免許状所持者の方が免許の更新をしておらず、いわゆる「休眠状態」になっている場合でも再交付をすること自体は可能です。  
ただし、再交付されただけでは教員免許状としての効力は発揮しない（教員になることはできない）ので、ご注意ください。
- Q4 教員免許状を取得していますが、自宅を探してもみつからず、就職先に急いで提出をしなければならないため困っています。何か方法はありますか？
- (A) 教育職員免許状授与証明書を申請してください。授与証明書は免許状を所有していることの証明となり、所有免許の校種・教科、免許状番号、授与日及び修了確認期限または有効期間の満了の日が記載されています。  
授与証明書は、その免許状は授与した教育委員会（「授与権者」といいます。）でしか発行ができませんので、ご注意ください。
- Q5 再交付と書換えは同時にできますか？（書換えQ5の再掲）
- (A) 再交付と書換えを同時に行うことは可能です。申請書の様式は同じですが、再交付の申請と書換えの申請でそれぞれ提出をしてください（同様に手数料もそれぞれ必要です。）。